

海上公園・都立公園撮影許可基準および注意事項

1 撮影可能時間

6:00～24:00（準備・撤収時間を含む）

※以下の公園では異なる時間制限を設定しております。

- ・お台場海浜公園砂浜エリア 9:00～20:00
- ・台場公園 6:00～日没
- ・潮風公園臨時駐車場 9:00～17:00（平日のみ撮影可能）

※土日祝日は、規模の大小にかかわらずVTR撮影はできません。

2 窓口（電話）受付時間

9:00～15:00 ※お問合せおよび占有許可申請に係るお手続きの受付時間です。

〒135-0091 東京都港区台場1-4 お台場海浜公園管理事務所

TEL：03-5500-2455/FAX：03-5500-2456

3 撮影許可区域

- ①お台場海浜公園 ②青海北ふ頭公園 ③青海南ふ頭公園 ④水の広場公園 ⑤青海中央ふ頭公園
- ⑥暁ふ頭公園 ⑦有明北緑道公園 ⑧有明西ふ頭公園 ⑨東八潮緑道公園 ⑩青海緑道公園
- ⑪シンボルプロムナード公園 ⑫有明親水海浜公園 ⑬潮風公園 ⑭台場公園

※1 噴水、滝及び小川等の人工施設は、保守点検及び清掃作業等により稼働を休止する場合があります。

※2 緊急工事等により撮影許可できない場合がありますので、あらかじめお電話にてご確認ください。

※3 潮風公園においてバーベキューシーンを撮影するためには、公園の占有（撮影）許可のほかに、バーベキュー広場の運営者（東京都公園協会 TEL：03-3232-3138）への撮影許諾と利用予約（総合予約センターTEL：050-5835-0493）が必要です。

また、バーベキュー広場内での撮影は、同広場の営業時間内のみとなります。

※4 台場公園は園路灯がないため、日没以降（夜間）の撮影はできません。

4 撮影禁止区域

- ▶占有を許可された場所以外の区域
- ▶駐車場
- ▶トイレ及びその周辺
- ▶別紙の各公園地図で示した撮影禁止の範囲

5 撮影禁止事項

公園は一般のお客様の利用が優先となっており、撮影は公園の目的外使用という位置付けになっております。
撮影ルールの一部条件を除き、撮影においても公園ルールで禁止されている行為は一切できません。

(1) 水域に入っでの撮影

(2) 火気使用（花火・焚火・キャンプファイヤー等）、キャンプ及びこれを連想させる行為

※バーベキューシーンの撮影は火気取扱可能区域内（バーベキュー可能エリア）のみ撮影可能

- (3) 指定区域外で釣りをしているシーン
- (4) スポーツシーン（スケートボード・ローラーブレード・球技等）
- (5) 楽器での音出し行為を伴う撮影
- (6) 車両（自動車・オートバイ、電源車や機材車等）の乗り入れ
※ただし、同項(15)に掲げる条件において車両の撮影を受付けます。
- (7) セット等の大掛かりな設置物を必要とする撮影
- (8) 暴力・乱闘・ヌード等、公園のイメージを損なう撮影
- (9) 動物を伴っての撮影（ノーリードの犬を使う等）
- (10) 大音量を出す内容や臭気を伴う撮影、大規模な場所取り、危険行為の撮影
- (11) 景観を著しく変更、公園施設（樹木等を含む）の損傷等により直ちに原状回復できない恐れのある撮影
（例）雨を降らせるシーン、大型扇風機の使用など
※ 公園施設を汚損・破損等した場合は、担当者立会いのもと原状回復していただきます。
- (12) テント・タープを使用する撮影
- (13) ラジコンを使用する撮影
- (14) 出演者・モデル等の更衣室はありません。また、周辺道路での路上駐車は絶対にお止めください。
- (15) 潮風公園第二駐車場（南）の臨時駐車場（緑化舗装面）に限り、下記条件にて車両の撮影を受付けます。
撮影予約申込の際は、「公園地図」及び「配置図」の両方の資料添付が必要です。
- ・準備及び撤去作業を含め、平日の午前9時00分から午後5時00分まで撮影が可能です。
 - ・被写体が車両であること。※被写体が車両でない場合、臨時駐車場での撮影は一切できません。
 - ・車両は置き撮りのみの撮影であること。
例えば、走行シーンの撮影、車両の搬入・搬出の繰り返し、複数の車両を分散しての搬入・搬出、車両の移動や配置換え（原則1回のみ）、試乗の拠点としての使用、その他撮影に使用しない車両の搬入等、これらの行為は安全管理上の理由により一切できません。
 - ・1団体による臨時駐車場の独占（貸切）は一切できません。
 - ・駐車場（アスファルト舗装面）の前面において、機材の準備・撤去作業、関係者が車両の外に出での待機等、その他駐車利用の妨げとなる行為は一切できません。
 - ・草木の成長が著しい時期の撮影する際は、必ず現地の状況を確認のうえ、占有許可申請（撮影料の支払い）の手続きを行ってください。草刈り・樹木剪定等の作業予定は天候等の事由により頻繁かつ大幅に計画が変動するため、作業予定の公表は行っておりません。
- ※ その他、公園の管理運営上支障があると判断した場合は、上記以外でも撮影をお断りすることがあります。

6 持込可能機材

園内への持ち込みを許可できる機材は以下の通りです。

※下記以外にも公園管理に支障を及ぼす恐れのある物は使用できませんので事前にご確認ください。

- ▶カメラ・モニター・三脚・レフ版・ガンマイク・バッテリーライト・ケーブル
- ▶発電機（手で持ち運べるもの）※発電機周辺には消火器の設置とカラーコーン等の囲いをお願いします。
- ▶イントレ（最大3m）・カメラクレーン（カメラのみ搭載する物で最大5m）・レール（15m以内）等
イントレ・カメラクレーン・レールを使用する場合は養生が必要です。
また、園路の狭い部分では使用を許可することはできませんので、使用の可否は事前にご確認ください。
- ▶出演者・モデル等の小道具（ただし禁止事項に係るもの及びそれを連想させるものは不可）

7 撮影の手続き

▶撮影当日は、撮影準備を開始する前に「占有（撮影）許可」の申請手続き（撮影料の支払い）を行ってください。

※許可申請時にお支払いいただいた占有（撮影）料は返金できませんのでご注意ください。

▶天候等の自然現象により撮影が実施できない場合は、必ず撮影開始時刻までにキャンセルの電話又は、FAXにて連絡してください。

TEL：03-5500-2455（受付時間 9:00～15:00）、FAX：03-5500-2456（24 時間）

▶予約確定後の撮影内容の変更は原則できません（例：撮影時間、撮影場所、持込機材の変更）。

万が一、撮影内容の変更を希望する場合は、再審査が必要となりますのでお早めにご相談ください。

《許可基準に違反したときは、占有許可を取消するとともに、今後の撮影をお断りする場合があります》